

第 1 章 プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの概要

(1) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会をつくる－それは、性別にかかわらず、すべての人にとって生きやすい社会をつくることです。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」いわゆる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である、としています。

国においては、男女共同参画基本法に基づき、平成12年12月の第1次計画に続き、平成27年12月、「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、県においては、平成12年3月いわて男女共同参画プランを策定、平成14年10月岩手県男女共同参画推進条例を制定し、平成23年3月に平成32年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

本市においては、平成19年に平成23年度までを計画期間とする「いちのせき男女共同参画プラン」を、平成24年に平成27年度までを計画期間とする「第2次いちのせき男女共同参画プラン」を策定し、「男女が互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、各分野で男女共同参画に係る取り組みを行ってきました。

しかしながら、いまだ男女間の不平等感が根強く、固定的な性別役割分担意識が強く残っていること、政策・方針決定過程への女性の参画が不十分であることなどの課題に加え、社会経済情勢の変化による課題等への対応が必要となっています。

このため、これまで進めてきたプランの施策の成果と課題を踏まえ、新たな課題への対応を図り、本市における男女共同参画を一層推進するため、第3次いちのせき男女共同参画プランを策定します。

(2) プランの基本理念・基本目標と優先的・重点的な取り組み

男女共同参画社会の実現を目指し、次の基本理念のもと、施策の柱となる「基本目標」を定め各施策を推進していきます。

また、本プラン期間中に特に優先的・重点的に進めていく取り組みを明らかにし、着実な進捗を図ります。

◎ 基本理念

男性も女性もお互いを思いやり、誰もが生きやすい社会の実現を目指し、

男女が互いに認め合い 支え合い
一人ひとりが 輝くまちづくり

を、基本理念とします。

◎ 基本目標

- 基本目標 1 男女共同参画への理解の促進
- 基本目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 基本目標 3 男女共同参画による地域づくりの推進
- 基本目標 4 女性の活躍支援
- 基本目標 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 基本目標 6 男女間の暴力の根絶

◎ 優先的・重点的な取り組み

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画を進めます
- 2 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みを広げます
- 4 DVの防止と相談機能の充実を図ります

(3) プランの位置づけ

このプランは、本市における男女共同参画社会の実現のための施策の方向を明らかにするとともに、市民、行政、関係機関が男女共同参画の推進に取り組む際の基本指針とします。

また、本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画であるとともに、基本目標 4 「女性の活躍支援」、基本目標 5 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の取り組みをもって、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という。）に基づき策定するよう努めなければならないとされている市町村推進計画と、基本目標 6 「男女間の暴力の根絶」の取り組みをもって、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき策定するよう努めなければならないとされている市町村基本計画と位置づけ、一体として施策の推進を図るものとします。

なお、一関市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画と整合を図るものとします。

(4) プランの期間

このプランは、平成 28 年度を初年度とし平成 32 年度を目標年度とする 5 年間の計画とします。

なお、社会経済情勢の変化や国の動向、プランの進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

2 第 2 次いちのせき男女共同参画プランの検証と主要指標の達成状況

第 2 次いちのせき男女共同参画プラン（平成 24 年度～平成 27 年度）では、基本理念を

「男女が互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり」

とし、基本目標に

「男女共同参画への理解の促進」

「意思決定過程への女性の参画」

「男女共同参画と地域づくりの推進」

「さまざまな状況での参画機会の確保」

「仕事と生活の調和の実現」

「男女間の暴力の根絶」

の 6 つの柱を掲げ、94 項目の具体的施策、15 項目の指標を掲げ、プランを推進してきました。

基本目標ごとの主要指標の達成状況については、次のとおりです。

これまでの取り組みにより、プランに掲げた指標中、放課後児童クラブの設置数は目標値に達しましたが、その一方、審議会等における女性委員の割合が低く、政策・方針決定過程への男女共同参画が十分に進んでいません。

男女共同参画の推進が不十分だった点については、更に充実した取り組みにつなげていく必要があります。

第2次いちのせき男女共同参画プラン 指標 達成状況

※総合計画策定アンケートから

| 指 標 名 | | 担 当 課 | 単 位 | 当 初 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------------------------|--|------------------------|-----|------|------|----------|
| | | | | 23年度 | 26年度 | 27年度 |
| 1 意思決定過程への女性の参画を進めます | | | | | | |
| 1 | 男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合 | 旧：企画調整課 新：いきがづくり課 | % | 15.8 | 33.3 | 80.0 |
| 2 | 女性委員が就任していない市の審議会等の数 | 旧：企画調整課 新：いきがづくり課 | 回 | 8 | 5 | 0 |
| 2 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します | | | | | | |
| 1 | 公民館（市民センター）事業等による男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修会等の開催回数 | 旧：生涯学習文化課 新：いきがづくり課 | 回/年 | 26 | 4 | 30 |
| 2 | 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合 ※ | 旧：企画調整課 新：いきがづくり課 | % | 9.0 | 7.8 | 10.0以上 |
| 3 | 自治会等の代表者に占める女性の割合 | 旧：協働推進課 新：まちづくり推進課 | % | 2.1 | 1.1 | モニタリング指標 |
| 4 | 自主防災組織代表者に占める女性の割合 | 消 防 本 部 | % | 1.7 | 0.6 | モニタリング指標 |
| 5 | 男女共同参画サポーター認定者数 | 旧：企画調整課 新：いきがづくり課 | 人 | 61 | 67 | 101 |
| 6 | 男女共同参画サポーター認定者に占める男性の割合 | 旧：企画調整課 新：いきがづくり課 | % | 9.8 | 9 | 15 |
| 7 | 家族経営協定締結農家数 | 農 政 課 | 戸 | 144 | 177 | 199 |
| 3 仕事と生活の調和を図る取り組みを広げます | | | | | | |
| 1 | 家事・育児等の役割を夫婦や家庭で分担する割合 ※ | 旧：企画調整課 新：いきがづくり課 | % | 16.1 | 23.5 | 40.0 |
| 2 | 市役所における育児休業取得者のうち男性の割合 | 職 員 課 | % | 5.5 | 0 | 10.0 |
| 3 | 放課後児童クラブの設置数 | 旧：児童福祉課 新：子育て支援課 | 箇所 | 16 | 17 | 17 |
| 4 | 各種特別保育事業の充実 | 旧：児童福祉課 新：子育て支援課 | 箇所 | | | |
| | ① 延長保育実施保育所数 | | | 25 | 27 | 27 |
| | ② 一時的保育実施保育所数 | | | 6 | 8 | 10 |
| | ③ 乳児保育実施保育所数 | | | 28 | 33 | 29 |
| | ④ 休日保育実施保育所数 | | | 1 | 1 | 8 |
| ⑤ 障害児保育実施保育所数 | 9 | 17 | 12 | | | |
| 4 DVの防止と相談機能の充実を図ります | | | | | | |
| 1 | DV防止法の名称または内容を知っている人の割合 | 旧：児童福祉課 新：子育て支援課 | % | 66.6 | 80 | 90.0 |
| 2 | 配偶者等からの暴力に関する市への相談件数 | 旧：児童福祉課 新：子育て支援課 | 件 | 136 | 152 | モニタリング指標 |

モニタリング指標は、取り組みの指標として数値目標を設定することが妥当ではないが、状況を現すものとして把握し、公表するもの。

第2章 男女共同参画推進のための施策

第2章 男女共同参画推進のための施策

基本目標1 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画を推進するためには、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが必要です。

男女共同参画が進まなかった背景には、その目的が働く女性への支援という印象が強く、女性だけの施策であるような誤解をされることも多く、また、男性の理解が進まないこと、関心のある一部の人々には必要性を認識されているものの、社会全体への波及までには至っていないことなどの面もあります。

男女共同参画はすべての人々にとって必要であるという認識を広めるため、男性や高齢者、若者世代なども対象として、あらゆる人々、あらゆる機会をとらえて啓発を図っていくことが重要です。

子どもの頃からの教育や学習において、道徳教育や人権教育などを一層充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動を体験させることで、生命を尊重する心や他者を思いやる心、倫理観、社会性など、子どもたちの豊かな心を育むことは、男女共同参画社会を進める上での基礎となります。

子どもの頃からの教育や学習をもとに、引き続き社会や家庭において、男女共同参画意識を持って生活することが重要であり、家庭教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場面を通じ、各世代やライフステージに応じて、学習機会の提供や参加できる場を設けることにより男女共同参画への理解を図ります。

地域において、市民センター等の事業や社会教育の場、市民活動の場などを活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず生活や活動ができるよう、地域に密着した身近なところから男女共同参画意識の啓発を図っていくことも重要です。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、健康教育、健康相談などの充実を図ることも大切です。

特に女性については、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう支援の充実に努めます。

男女が互いに尊重し、支え合い、個人の尊厳が重んじられる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画への理解を広める取り組みを進めます。

【施策の方向1】あらゆる場における教育・学習の推進・啓発

学校、家庭、地域などにおいて、教育・学習の充実を図ります。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------------------|------------------|
| 教育活動全般を通じた、男女平等の意識を高める教育・学習の推進 | いきがづくり課 学校教育課 |
| 市民センター等の事業による啓発活動 | いきがづくり課 |
| 子育て講座の実施 | いきがづくり課 |
| 中・高校生に対するインターンシップと社会体験の提供 | 労働政策課 学校教育課 |

【施策の方向2】あらゆる世代を対象とした学習機会の充実

あらゆる世代、特に男性を対象とし、広報・啓発活動や学習機会を通じた意識啓発を図ります。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|-------------------------------|---------|
| 男性にとっての男女共同参画の意義・必要性についての啓発活動 | いきがづくり課 |
| 父親育児参加事業の実施 | 子育て支援課 |
| 高等学校等への出前講座の実施 | いきがづくり課 |

【施策の方向3】性に関する教育・啓発の充実

男女平等の視点による、発達段階に応じた性に関する指導や思春期相談事業等の充実を図ります。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---------------------|--------|
| 教科等の指導を通じた母性保護知識の普及 | 学校教育課 |
| 思春期相談事業の充実 | 子育て支援課 |
| 思春期保健事業の実施 | 子育て支援課 |

【施策の方向4】生涯にわたる心身の健康づくり支援

男女の生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康相談等による健康支援を行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---------------------|--------|
| ライフステージに応じた健康づくりの支援 | 健康づくり課 |
| 女性のための健康づくり支援教室の開催 | 健康づくり課 |
| 各種健康診査事業の実施 | 健康づくり課 |
| 健康教育・健康相談・訪問指導の実施 | 健康づくり課 |
| 妊娠・出産・育児に関する健康支援の実施 | 子育て支援課 |

【施策の方向5】 情報収集・調査研究の推進

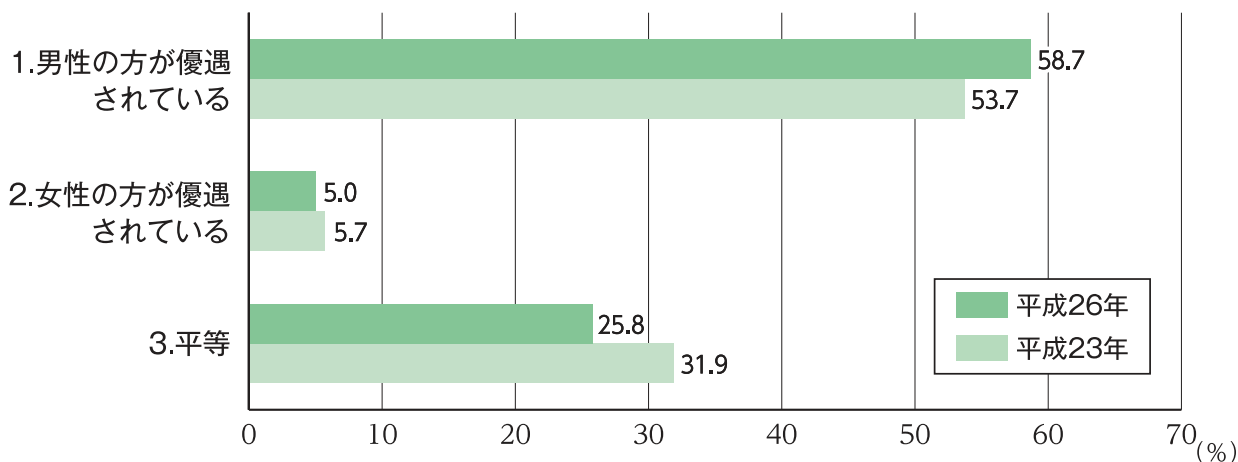
社会全体で理解を深めるため、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|-----------------------|----------|
| 男女共同参画に関する各種情報の収集・提供 | いきがいつくり課 |
| 広報紙やホームページを通じた意識啓発活動 | いきがいつくり課 |
| 職員研修による男女共同参画意識の啓発・徹底 | 職員課 |

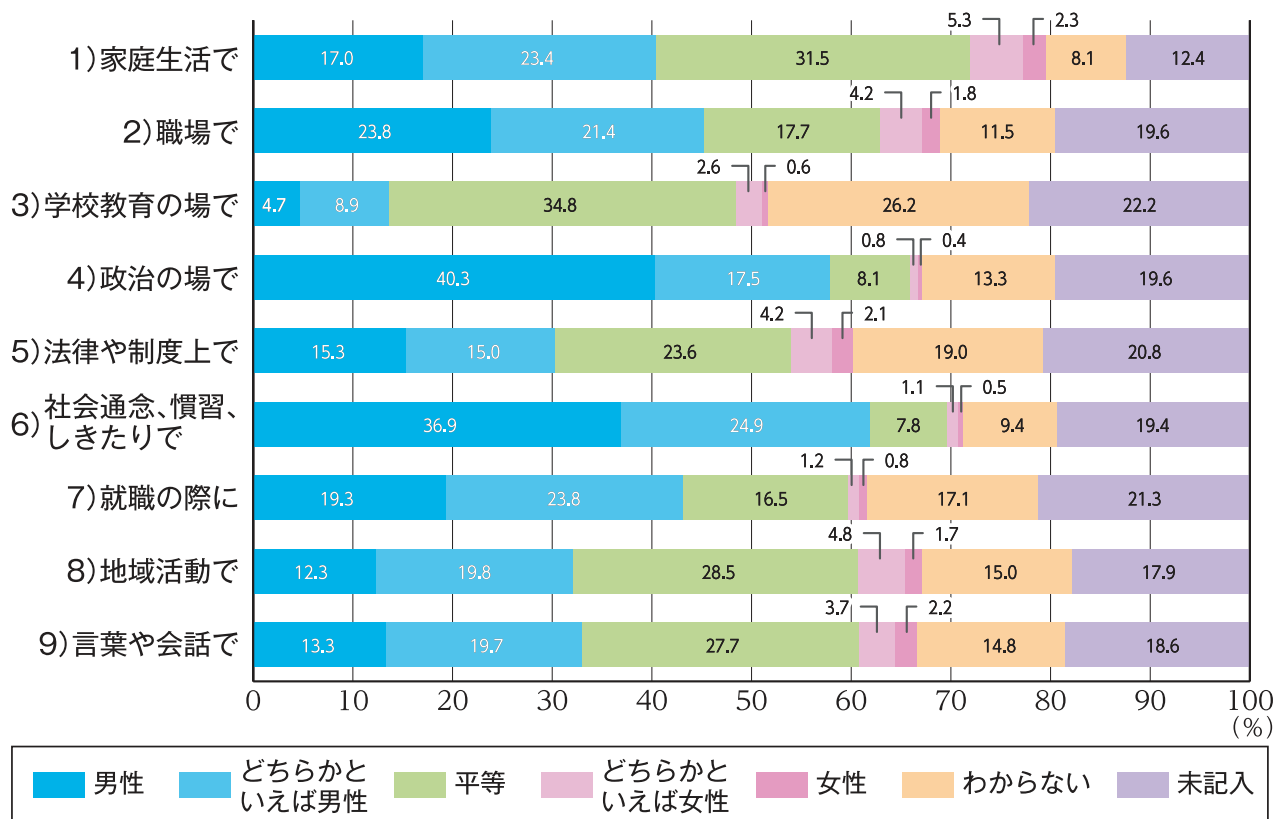
市民アンケート

「あなたは社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていますか？」



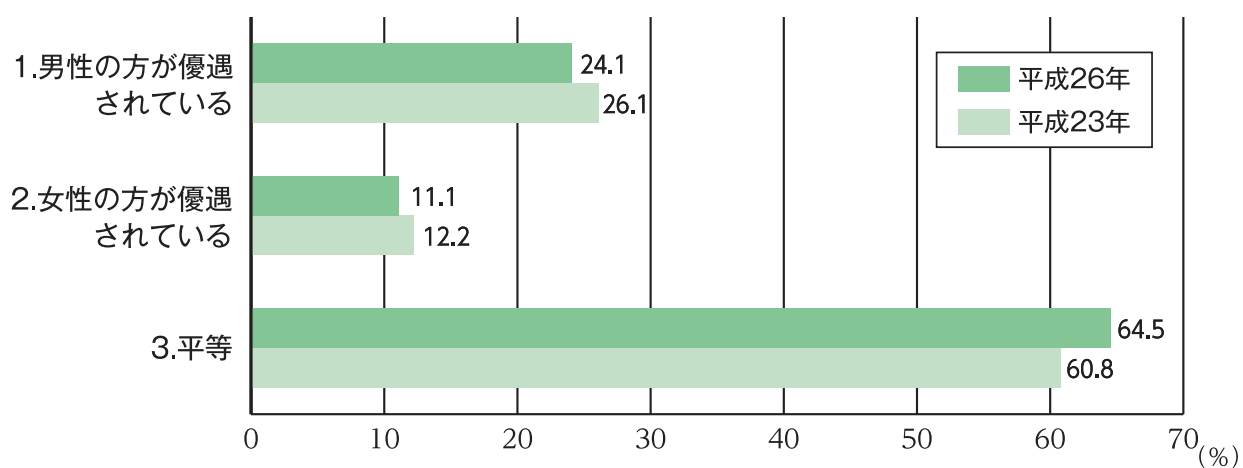
市民アンケート

「次にあげる場面において、あなたの身の回りでは男女平等になっていますか？」



中高生アンケート

「あなたは社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていますか？」



基本目標２ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

いきいきとした豊かな社会を築いていくためには、一人ひとりが尊重され、社会のさまざまな制度や仕組みに男性・女性それぞれの意見を反映させる必要があります。

しかし、現状は、女性の参画が十分に図られているとは言えない状況が続いています。本市の第2次プランに掲げた指標において、本市に設置の審議会等における、男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合を80%、女性委員が就任していない審議会等の数を0とする目標に向けて取り組んできましたが、平成27年4月1日時点で33.3%、女性委員が就任していない審議会等の数は5となっています。

多様な視点、新たな発想を取り入れ多様な人材の活用を図るという観点から、男女が共に政策形成や方針決定の場へ参画することが必要であり、特に女性の割合を高めることが重要になります。参画が進まない実態を把握し、改善に向けた課題を明確にし、効果的な対策を講じることにより女性の参画の推進に努めます。

また、単に女性の委員の割合を高めることに重点を置くばかりではなく、その背景にある、男女ともに深く根づいている固定的な性別役割分担意識や、責任ある地位に就いたり重要な役割を担ったりすることを避けたがる、という女性自身の意識などを変えていくための取り組みも不可欠です。

女性自身が地域社会の担い手として、政策・方針決定過程の場に積極的に参画していけるよう、女性の持てる能力と意識を高める学習機会等の提供やリーダー育成に力を入れて取り組みます。

事業所や地域団体の役員等に占める女性の割合は増加傾向にはありますが、まだ低い水準にあります。目に見える形での女性の参画が進むことで、より一層の男女共同参画の推進が期待されることから、事業所や地域団体等における方針決定過程への女性の参画促進を働きかけていくことも必要です。

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の持つ知識や経験を広げる取り組みを進めます。

【施策の方向1】市の審議会等への女性委員の登用促進

女性委員の不在を解消するとともに、委員男女比について目標値を定め、その目標を達成するよう努めます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------------|-------------|
| 公募委員制の積極的な活用 | いきがづくり課 |
| 人材バンク（まちづくりスタッフバンク）制度の活用 | まちづくり推進課 |
| 事業所・関係団体への女性委員推薦の協力要請 | いきがづくり課（各課） |
| 各種審議会等の委員構成の見直し | いきがづくり課（各課） |

【施策の方向2】行政機関等における男女共同参画の促進

市及び関係団体において、男女がともに意欲や能力が活かせる環境づくりに取り組みます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------------------------|---------|
| 市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した職員の登用推進 | 職員課 |
| 男女共同参画の推進に配慮した職員研修の実施 | 職員課 |
| 関係団体への男女共同参画推進に関する取り組みの要請 | いきがづくり課 |

【施策の方向3】事業所における男女共同参画の促進

事業所における、性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した男女の参画について働きかけを行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|-------------------------|------------------------|
| 事業所に対する効果的な広報・啓発の実施 | 子育て支援課 長寿社会課 福祉課 |
| 事業所の女性管理職等による情報交換の場等の提供 | 商業観光課 工業課 労働政策課 |

【施策の方向4】地域団体やNPO等における男女共同参画の促進

地域団体やNPO等における、方針決定過程に女性の意見が反映されるよう働きかけを行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|-------------------------------------|----------|
| 地域団体（自治会等）やNPO等への意識啓発の実施 | まちづくり推進課 |
| 農業団体等における方針決定過程への女性登用等の要請 | 農政課 |
| 女性が構成員となっている組織への男女共同参画推進に関する取り組みの要請 | |

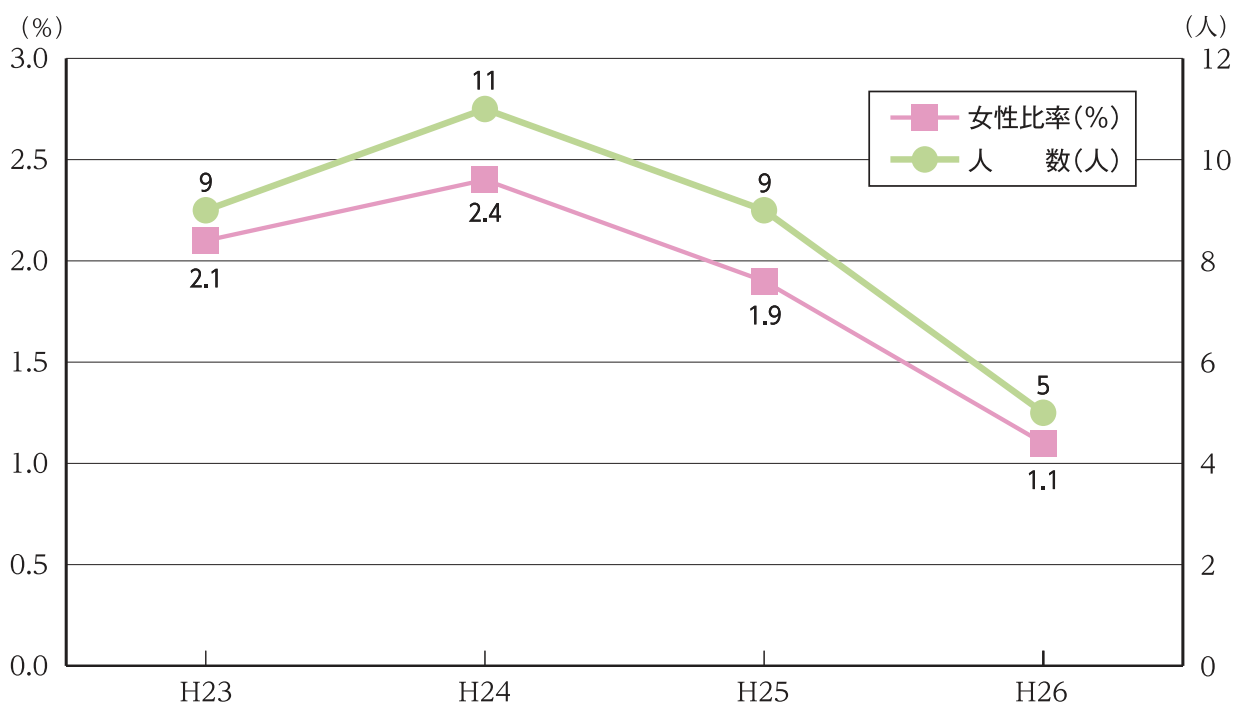
審議会等における女性委員の割合の年度経過表（％）

| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|------|------|------|------|
| 国 | 33.2 | 32.9 | 34.2 | 35.4 |
| 岩手県 | 37.2 | 33.7 | 37.1 | 38.0 |
| 一関市 | 23.0 | 22.9 | 25.0 | 24.9 |

（内閣府：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ）

（内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）

自治会代表者に占める割合



（一関市まちづくり推進部まちづくり推進課調べ 平成 27 年度）

地方公共団体の課長相当職以上の職員における女性の割合（％）

| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|------|------|------|------|
| 都道府県 | 6.4 | 6.5 | 6.8 | 7.2 |
| 市区町村 | 10.4 | 11.0 | 12.0 | 13.1 |
| 一関市 | 12.4 | 12.5 | 14.9 | 16.2 |

（内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ 平成 27 年度）

（一関市総務部職員課調べ 平成 27 年度）

基本目標3 男女共同参画による地域づくりの推進

地域のさまざまな活動に男女共同参画の考え方が反映され、男女の参画による地域づくりを行っていくことが重要です。

高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や一人暮らしの高齢者の増加等、地域を取りまく状況にさまざまな変化が生じており、地域の活動における役割を男女が共に担わなければ立ち行かない状況となっています。

地域それぞれの課題解決や地域の活動に、一人ひとりが責任と役割を認識し性別や年齢、就業の有無等に関わらず積極的に参画していくことが、持続可能な地域社会を築くことにつながります。

平成23年3月11日発生した東日本大震災では、本市においても甚大な被害があり、数日間にわたりライフラインが寸断し、市民生活に大きな障害が生じた際、自治会をはじめとする地域団体が中心となりさまざまな支え合いや助け合いが行われるなど、地域コミュニティの重要性が再認識されました。

また、沿岸被災地では、各避難所の運営をはじめさまざまな被災者支援の中で、女性や高齢者、子ども、障がい者、外国人等への生活面の対応について多くの課題が明らかになり、男女のニーズの違いに配慮するなど細やかな視点での対応が求められました。

地域における方針決定過程への女性の参画の拡大や、一方の性や特定の年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光・防災分野への女性の参画、子育て支援への男性の参画等）を図ることにより、地域づくりへ男女共同参画の視点を生かす取り組みを進めていきます。

地域団体やNPOなどに対して、男女共同参画の意識を取り入れた事業の展開を働きかけることや、男女共同参画に向けた市民活動を促進するための支援、市をはじめ関係団体と男女共同参画サポーターとの連携を図っていくことなど、協働のまちづくりのなかでの取り組みも不可欠です。

一人暮らしの高齢者や障がい者、外国人などが、地域において安心して生活していけるよう、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな支援など、互いに尊重し合う地域づくりと多様性を認め合う視点での取り組みも必要です。

男女が共に支え合い地域づくりを担っていくため、身近なところから男女共同参画の意識を広げる取り組みを進めます。

【施策の方向1】防災対策における推進

男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---------------------------------|------|
| 女性の地域防災リーダーの育成 | 消防本部 |
| 防災に関する方針決定過程への女性の参画の推進 | 消防本部 |
| 男女のニーズに配慮した避難所運営の推進 | 消防本部 |
| 男女共同参画の視点に立った災害に関する各種マニュアル等への配慮 | 消防本部 |

【施策の方向2】地域活動における推進

地域活動やNPO活動における男女共同参画の視点に立った活動を推進します。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------------|-----------|
| 男女共同参画サポーター養成講座等への派遣 | いきがいきづくり課 |
| 男女共同参画サポーターへの活動支援 | いきがいきづくり課 |
| 地域づくりを担う人材・団体の育成 | まちづくり推進課 |
| 市民活動への支援・活動の場の提供 | まちづくり推進課 |
| 環境問題に関する女性の人材育成への取り組み・支援 | 生活環境課 |
| 環境分野における方針決定の場への女性の参画の推進 | 生活環境課 |

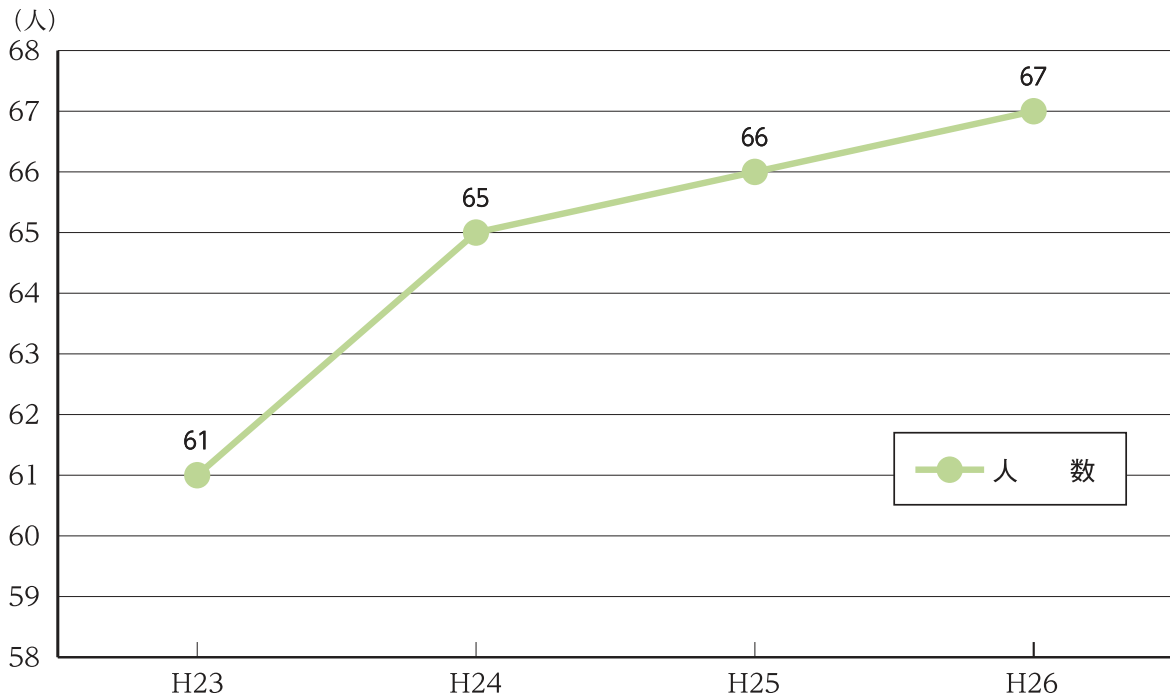
【施策の方向3】安心して暮らせる地域づくりの推進

国籍や文化の違いや障がいの有無、年齢等に関わらず、地域で安心して暮らせるための支援を行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|----------------------------|---------------------------|
| 国際交流団体等への支援強化 | まちづくり推進課 |
| 多言語化による情報の提供 | 広聴広報課 |
| 災害時言語ボランティアの育成 | まちづくり推進課 |
| 高齢者等の社会活動参加への支援の充実 | いきがいきづくり課 長寿社会課 福祉課 |
| 児童虐待等を防止するための地域ぐるみの取り組みの強化 | 子育て支援課 |

男女共同参画サポーター一認定数



(一関市まちづくり推進部いきがいづくり課調べ 平成27年度)

地域おこし事業実施団体数（うち女性団体数）

| | 採択件数 | うち女性団体 | うち若者団体 |
|------|------|--------|--------|
| 23年度 | 25 | 3 | 5 |
| 24年度 | 29 | 6 | 2 |
| 25年度 | 36 | 5 | 5 |
| 26年度 | 34 | 6 | 7 |
| 27年度 | 32 | 3 | 3 |

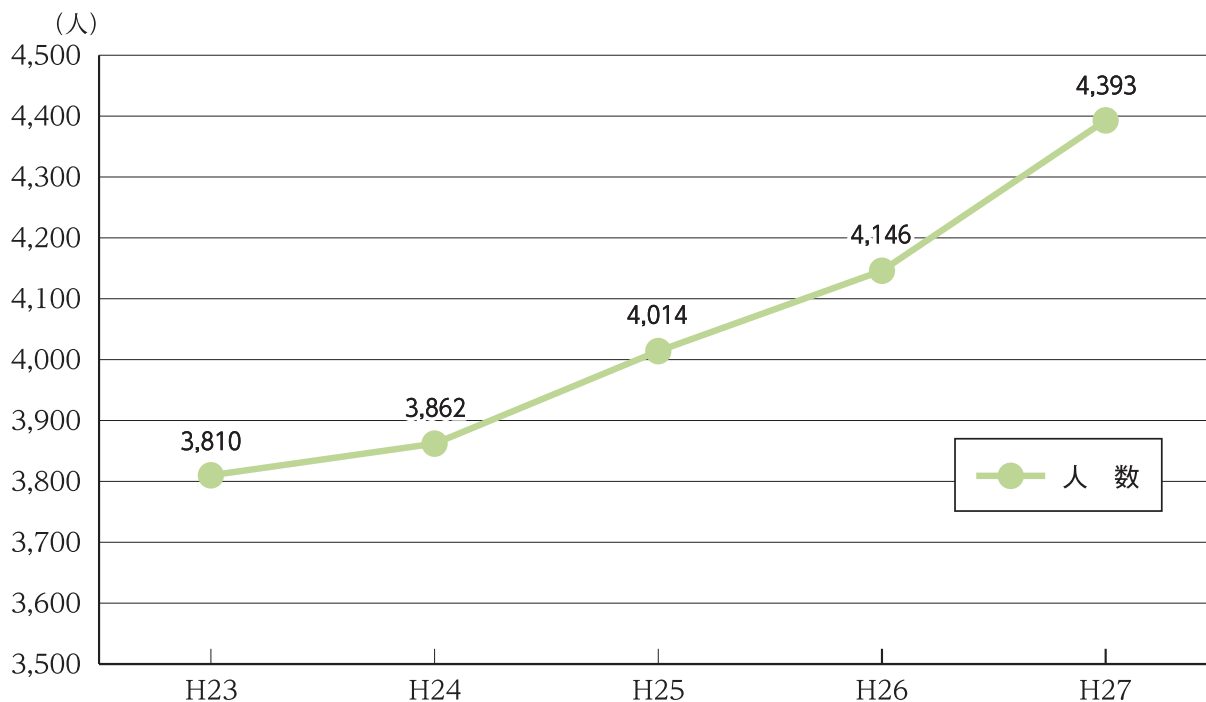
※地域おこし事業とは…市内団体の活力ある地域づくりを推進するための活動を支援する事業

女性団体…おおむね女性で構成する団体

若者団体…おおむね40歳代以下で構成する団体

(一関市まちづくり推進部まちづくり推進課調べ 平成27年度)

一関市の一人暮らし高齢者数



(一関市保健福祉部長寿社会課調べ 平成27年度)

一関市の外国人住民登録者数

| | 男性 | 女性 | 計 |
|------|-----|-----|-----|
| 23年度 | 172 | 631 | 803 |
| 24年度 | 166 | 613 | 779 |
| 25年度 | 180 | 594 | 774 |
| 26年度 | 181 | 598 | 779 |

(一関市市民環境部市民課 住民基本台帳世帯・人口調 各年3月31日)

基本目標4 女性の活躍支援（女性活躍推進法に基づく推進計画）

少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、多様な人材を活用することは社会の活性化にとって不可欠であり、男女があらゆる分野で対等に参画し責任を分かち合うとともに、女性が自らの意思によって、職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍できることが重要です。

現代は急速な情報化の進展などにより社会環境等の変化が非常に早く、結婚や出産などで一旦仕事から離れると、再就職が難しい場合もあることから、スムーズに社会復帰できるよう再就職に向けた支援のほか、働く意欲をもつ男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる環境づくりが求められています。

雇用情勢は改善傾向にあるものの、依然として男性に比べ女性の非正規雇用の割合が高い状況にあります。

賃金についても男性と女性とでは大きな差があることから、安定して働ける雇用環境や待遇改善に向けた取り組みが重要であり、新たな雇用機会の創出や離職者への再就職支援、女性が働きやすい環境づくりなどへの取り組みを進めます。

農林業や商工業者など自営業の分野での男女共同参画を進めるためには、女性の技術や経営能力を高めるための取り組みや、女性が生産組織や組合など地域のさまざまな意思決定の場に対等なパートナーとして参画することが重要です。また、その経営においては、家庭内の役割分担や労働時間、報酬などを明確にし、女性が意欲を持って経営に取り組める環境の整備と意識啓発への取り組みも大切です。

事業所・団体等において女性の参画が進むことは、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、単に労働供給の量的確保という観点ばかりではなく、新しい発想や能力を活用することにより経済社会の活性化につながります。女性が意欲と能力を発揮し活躍できる職場環境づくりへの支援に取り組めます。

一方、雇用や就業構造の変化等の中で、子育てと継続的な就労の両立が難しいことなどにより、貧困など生活上の困難を抱えるケースが多くなっており、その割合はほとんどの年齢層において男性に比べて女性が高く、特に母子世帯で高いという特徴があります。

生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親世帯に対する生活環境に応じた支援についても取り組めます。

家庭・地域・職場などさまざまな場において、ひとりの人間として生き生きと活動しやすい社会づくりへの取り組みを進めます。

【施策の方向1】 就業・就業継続・再就職のための支援

女性や若者の就業支援の充実と、新たな雇用機会の創出に努めるとともに、関係機関と連携し、女性の活躍推進に取り組みます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------------|-----------|
| セミナーの開催や職業訓練・講習等に関する情報提供 | 労働政策課 |
| 雇用相談窓口の活用と周知 | 労働政策課 |
| 女性活躍推進法第23条に定める協議会の設置の検討 | いきがいきづくり課 |

【施策の方向2】 雇用分野における均等待遇等の確保

安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発の充実に努めます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---------------------------------|-----------------|
| 働きやすい労働条件の整備を進めるよう事業所等への啓発と情報提供 | 子育て支援課 労働政策課 |
| 一般事業主行動計画の促進及び周知 | 子育て支援課 労働政策課 |

【施策の方向3】 起業者や自営業等における女性への支援

農林業、商工業など自営業に従事する女性や起業を目指す女性などへ総合的支援を行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 起業を目指す女性や女性経営者等に対する情報提供・相談等の支援 | 子育て支援課 長寿社会課 福祉課 商業観光課 |
| 女性起業者・経営者等の交流・連携促進 | 工業課 農政課 |
| 商工自営業において家族労働条件を明確にする啓発 | 商業観光課 工業課 |
| 女性の認定農業者を増やすための認定申請への誘導 | 農政課 |
| 農村女性育成事業の実施 | 農政課 |
| 家族経営協定の締結促進・情報提供 | 農政課 農業委員会 |

【施策の方向4】女性の能力発揮促進

さまざまな分野で女性の活躍ができる人材活用に向けた取り組みを支援します。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--------------------|----------|
| 事業所への出前講座の実施 | いきがいつくり課 |
| 女性リーダー育成のための講座等の実施 | いきがいつくり課 |
| 女性リーダーの交流・研修事業の実施 | いきがいつくり課 |

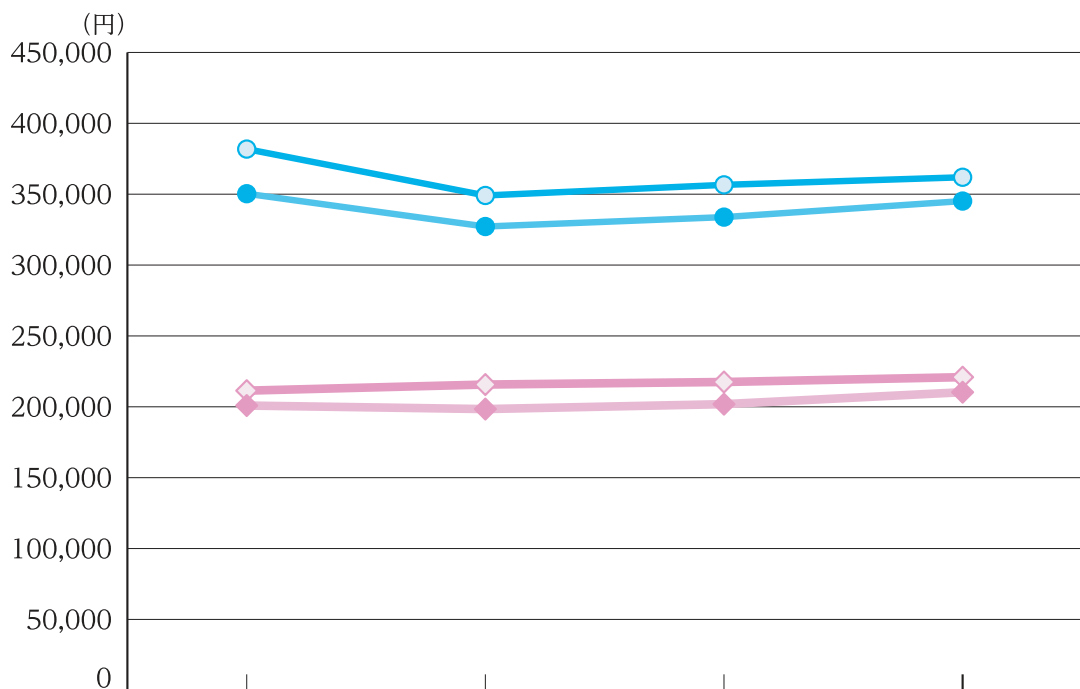
【施策の方向5】ひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭の自立促進、就業支援などの取り組みを充実します。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|----------------------|--------|
| ひとり親家庭の自立促進に向けた事業の充実 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭の就業による自立支援の実施 | 子育て支援課 |

岩手県平均月間現金給与額



| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 男(30人以上) | 381,827 | 349,088 | 356,584 | 361,943 |
| 女(30人以上) | 211,384 | 215,702 | 217,498 | 220,907 |
| 男(5人以上) | 350,336 | 327,181 | 333,821 | 345,150 |
| 女(5人以上) | 200,886 | 198,397 | 201,862 | 210,291 |

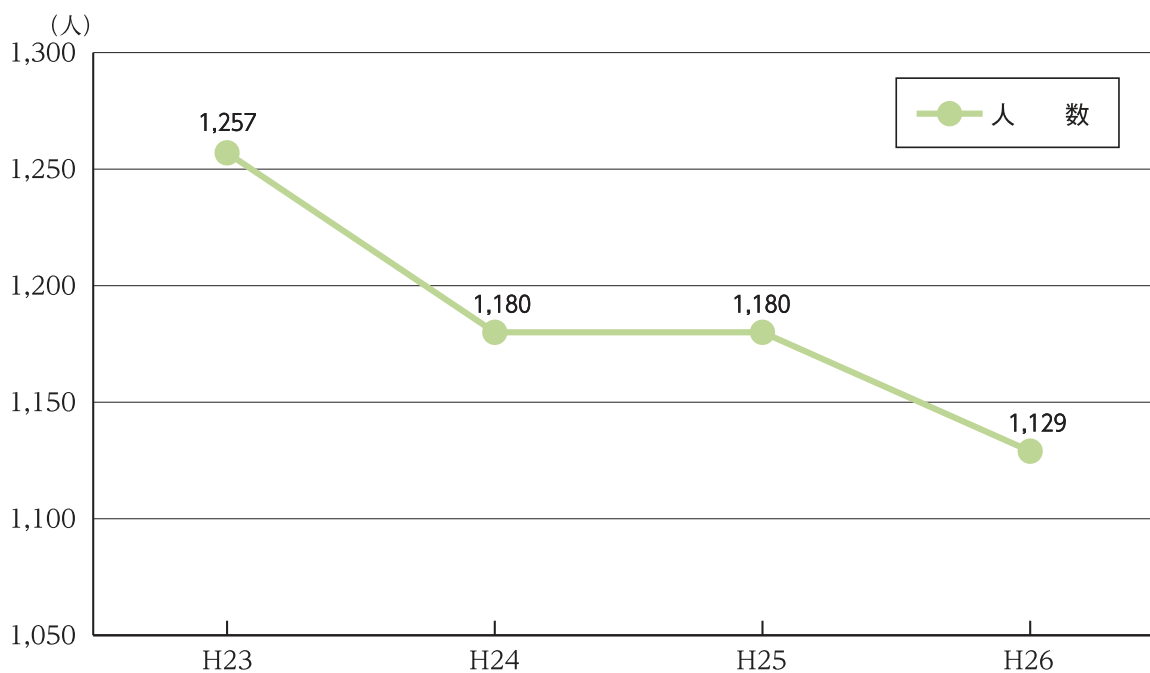
(岩手県毎月勤労統計調査地方調査 平成26年度)

岩手県における男女、雇用形態別雇用者（役員を除く）数及び割合

| | 実数（人） | | | 割合（％） | | |
|----------------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|
| | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 |
| 雇用者 （役員を除く） | 527,300 | 248,900 | 242,400 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 正規の職員・従業員 | 328,800 | 219,600 | 109,200 | 62.4 | 77.1 | 45.0 |
| 上記以外 | 8,364 | 3,131 | 5,233 | 37.6 | 22.9 | 55.0 |

（平成 24 年就業構造基本調査（岩手県版）平成 25 年）

一関市における児童扶養手当受給状況



（一関市保健福祉部子育て支援課調べ 平成 27 年度）

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

（女性活躍推進法に基づく推進計画）

男女がともに仕事と家庭、地域における活動など、それぞれの価値観で柔軟に選択できる環境整備により、職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立させることが必要です。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであり、同時に家事、子育て、地域との結びつきなどの生活も欠かすことができないものであり、両方の充実があってこそ生きがいや喜びとなります。

しかしながら、現実には安定した職業に就けず経済的に自立することができない、心身の疲労から健康を害する、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっているといえます。

仕事と生活の調和が実現した社会とは「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（平成19年12月制定「仕事と生活の調和憲章」より）としており、その実現に取り組むことは健康を維持し、子育て・介護も含め、家族が安心して暮らしそれぞれの責任を果たしていく上で重要です。

市民アンケートにおいては、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」、次いで「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という結果でした。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進については、意義や効果について十分浸透しているとはいえません。

長時間労働を前提とした働き方の見直しや職場優先の組織風土の転換の必要性を、事業主、就業者はもちろん、社会全体で認識できるよう普及・啓発に努めます。

また、働きながら子育てや介護等を両立するため、保育サービス基盤の整備や介護サービスの充実等、環境の整備を図るとともに、男性の家事、子育て、介護、地域社会等への参加に向けた啓発も併せて推進します。

一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現のため、仕事と生活の調和に向けた取り組みを進めます。

【施策の方向1】男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進

仕事と生活の両立が可能となるよう多様な働き方の啓発や、男性を対象とした各種講座等を実施します。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|------------------------------|---------------------|
| 男性の家事・子育て・介護などへの参加促進に向けた啓発 | いきがづくり課 |
| 仕事と生活の調和の実現に向けた各種講座の開催 | いきがづくり課 |
| 男性が参加しやすい子育て・家庭教育・介護等研修の開催 | 子育て支援課 長寿社会課 |
| 男性職員の育児・介護休暇取得を促進するための啓発 | 職員課 |
| 趣味や学習、ボランティア等余暇活動や地域社会への参画支援 | まちづくり推進課 いきがづくり課 |

【施策の方向2】保育や子育て支援サービスの展開

保育や子育てに関する多様なニーズに対応したサービスに取り組みます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---------------------------|-------------|
| 各種イベントにおける託児サービスの実施 | いきがづくり課(各課) |
| 放課後児童対策の充実 | 子育て支援課 |
| 延長保育や一時預かりなど多様な保育サービス等の拡充 | 子育て支援課 |
| ファミリーサポートセンターの充実・拡充 | 子育て支援課 |
| 子育てサポートの充実 | 子育て支援課 |

【施策の方向3】介護サービスの充実

介護を必要とする方とその家族を支援するための取り組みの充実を図ります。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|------------------------------|-----------------|
| 相談体制や在宅・施設サービスの充実など介護基盤整備の推進 | 長寿社会課 |
| 家族介護支援対策の充実 | 長寿社会課 |
| 介護予防事業の推進 | 健康づくり課 長寿社会課 |

【施策の方向4】仕事と生活の調和の啓発と促進

仕事と生活の調和の周知・広報に努めます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--|-----------------|
| 仕事と生活の調和に関するセミナー等の開催 | いきがづくり課 |
| 男女共同参画推進事業所等への優遇措置等の検討 | 子育て支援課 労働政策課 |
| 働き方の見直しや長時間労働の抑制など多様かつ柔軟な働き方の重要性の普及・啓発 | いきがづくり課 |
| 一関市特定事業主行動計画の推進 | 職員課 |

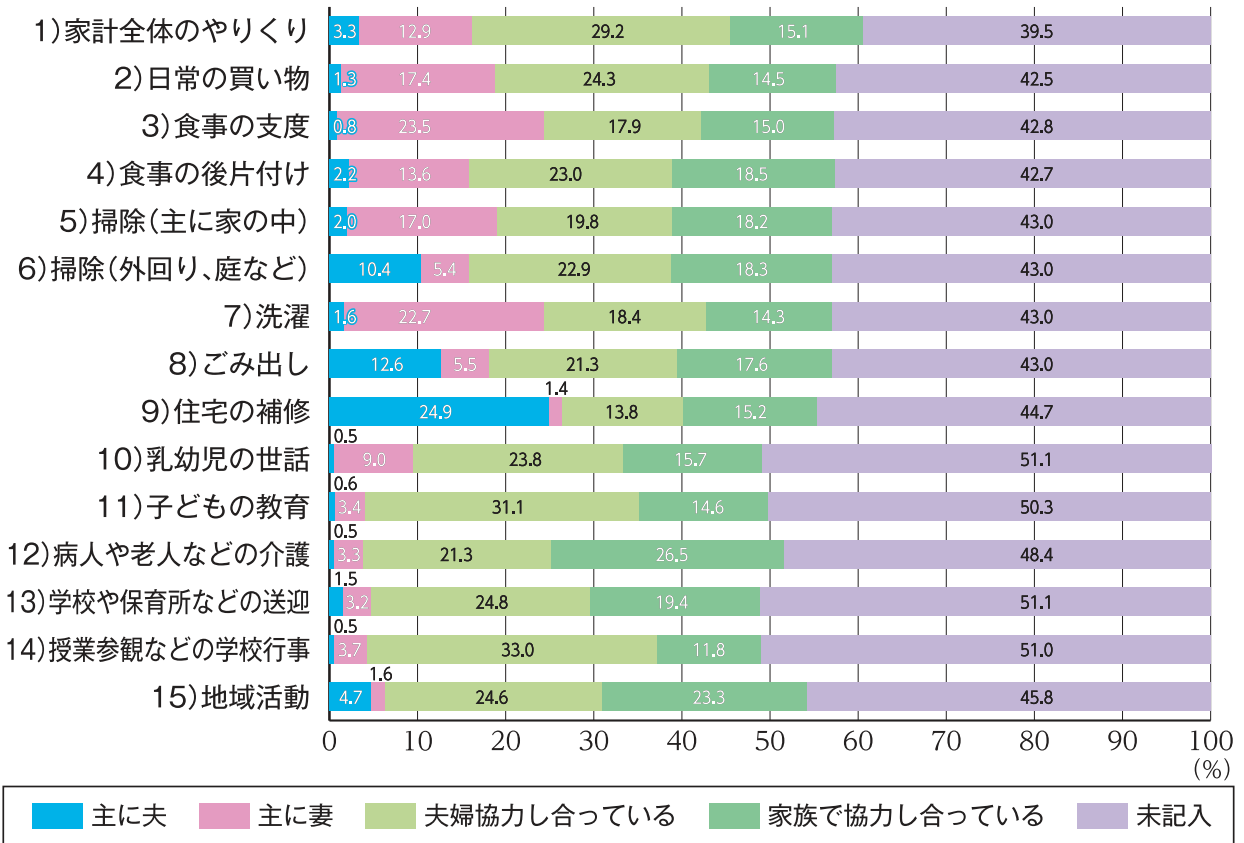
【施策の方向5】健康管理対策の推進

働く男女のための健康管理対策に向けた取り組みを進めます。

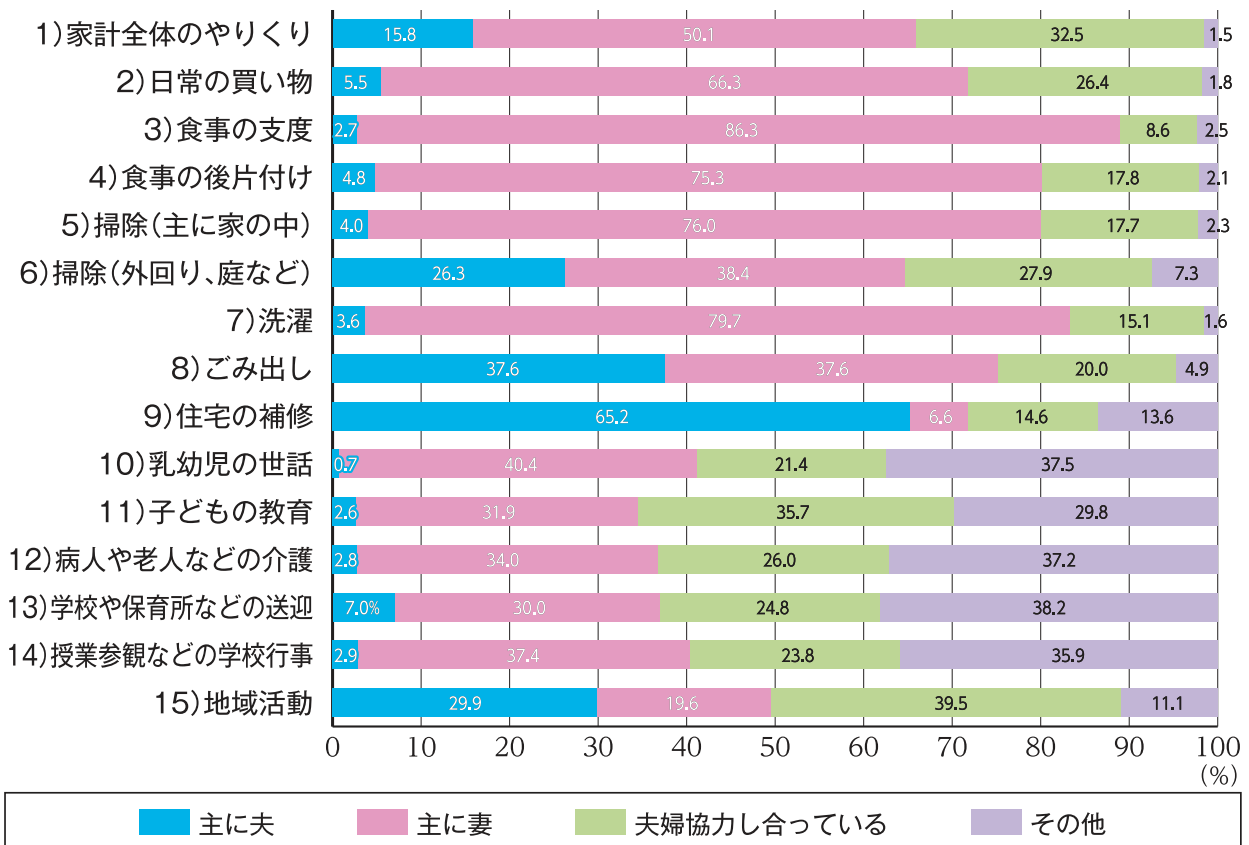
具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|------------------|--------|
| 自殺予防対策事業の推進 | 健康づくり課 |
| こころ身体健康関連相談体制の充実 | 健康づくり課 |

市民アンケート「家事分担はどのような形が望ましいか？」（対象：18歳以上）



市民アンケート「家事分担はどのような形になっているか？」（対象：既婚者）



全国育児休業取得者割合（単位：％）

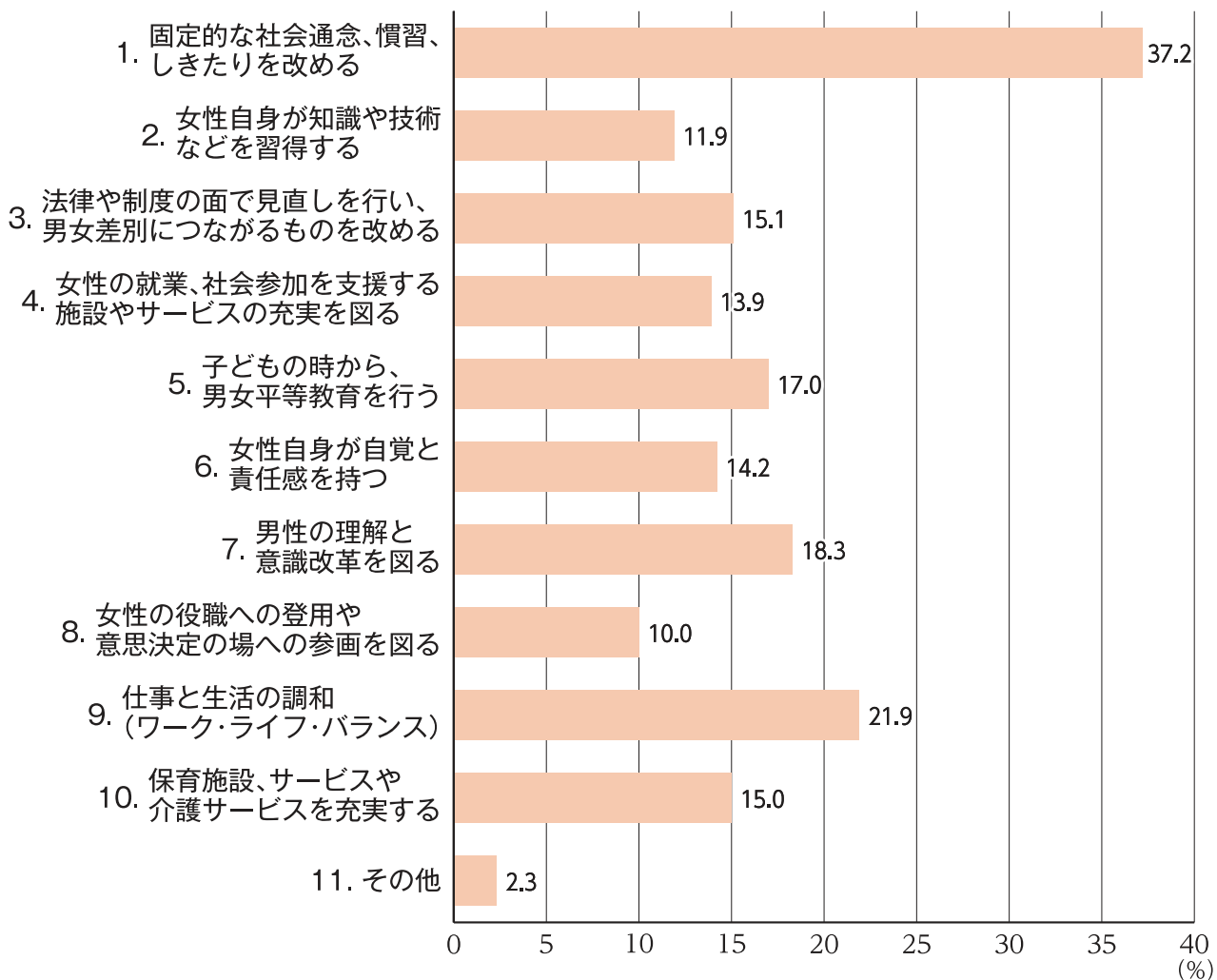
| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|----|------|--------|------|------|
| 男性 | 1.38 | (2.63) | 1.89 | 2.03 |
| 女性 | 83.7 | (87.8) | 83.6 | 76.3 |

注意：H23の（ ）の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

（厚生労働省 雇用均等基本調査 平成26年度）

市民アンケート

「男女共同参画社会実現のためにどんなことが必要だと思いますか？」



基本目標6 男女間の暴力の根絶（配偶者暴力防止対策基本計画）

DVやデートDVなどの異性に対する暴力は重大な人権侵害であり、社会において男女が対等なパートナーとして様々な分野において活躍するためには、絶対にあってはならない行為です。

いかなる暴力も許さないという共通認識を社会全体で持つことが必要です。

DVやデートDVの被害者は多くが女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差など、これまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があると言われています。

夫婦や恋人など密接な関係者間で起こること、被害者が声を上げにくいなど、おもてに現れにくく潜在化しやすい傾向にあります。

DVに関する相談件数は全国的に年々増加しており、本市においても平成23年度以降は毎年度130件以上の相談がある状況となっています。

これまで相談窓口には婦人相談員を配置し対応を図ってきましたが、さらなる関係機関や市民との連携・協力による被害者の把握から保護までの体制づくりが求められています。

この「基本目標6」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画に位置付け、DV防止についての意識啓発、相談体制の充実、DV被害者の自立支援など、一体として施策の推進を図ります。

【施策の方向1】暴力の防止のための教育・啓発の促進

DVやデートDVなどの暴力は重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育を促進するとともに、DVは重大な人権侵害であることの普及啓発を図ります。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---|-------------------------|
| 1 市民への広報・啓発 <ul style="list-style-type: none">・各種の広報媒体を活用した広報・啓発活動の充実・DV防止に関する講演会の開催や出前講座の実施 | 子育て支援課 関係各課 |
| 2 若年層への教育啓発 <ul style="list-style-type: none">・子どもの発達段階に応じた人権教育の充実・人権教育やDVに関する研修会の実施・DV・デートDV等の予防啓発の推進 | 学校教育課 関係各課 子育て支援課 |
| 3 職員等に対する研修の充実 <ul style="list-style-type: none">・職員への研修の実施・人権擁護委員、民生委員等への研修機会の提供 | 職員課 長寿社会課 |

【施策の方向2】DV被害者等に関わる相談・保護体制の充実

被害者が安心して相談でき、また、被害者の子どもを含め、安全に保護されるよう、相談体制の充実を図ります。被害者については、被害にあったことで深く傷つき精神的に課題を抱える場合も多く、回復までには時間を要する場合も多いことから、その支援にあたっては、支援制度の情報収集を十分に行い、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|---|----------------------------|
| 1 早期発見できる体制づくり <ul style="list-style-type: none">・相談窓口の周知・関係機関と地域住民との連携強化・学校からの不審者・声かけ事案の情報提供 | 子育て支援課 関係各課 学校教育課 |
| 2 相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・被害者に対する適切な情報提供の実施・相談員の資質の向上と対応マニュアルの整備・法律相談・緊急避難の実施 | 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 |

【施策の方向3】被害者の自立支援

被害者が安心して生活を再建していくためには、行政の支援制度を活用していく必要があります。被害者が抱える様々な問題に効果的に対応するため、庁内関係課や関係機関との調整を行いながら、被害者が自立して新たな生活に踏み出すことができるよう、支援を行っていきます。

具体的施策

| 具体的施策 | 主管課 |
|--|---------------------------------|
| 1 被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 ・最新情報の収集 ・支援のための庁内連携体制の構築 ・支援のための関係機関との調整 | 子育て支援課 関係各課 子育て支援課 |
| 2 住宅確保に係る支援の実施 ・市営住宅への優先入居の実施 | 都市整備課 |
| 3 就業支援の実施 ・ひとり親家庭への就労支援 | 子育て支援課 |
| 4 生活支援の実施 ・援護に関する制度の情報提供 ・各種社会保障制度に基づく支援 ・被害者の住所情報等の適切な管理 ・被害者の子どもの就学や保育についての支援 | 子育て支援課 関係各課 市民課 子育て支援課 |

【施策の方向4】関係機関との協力・連携

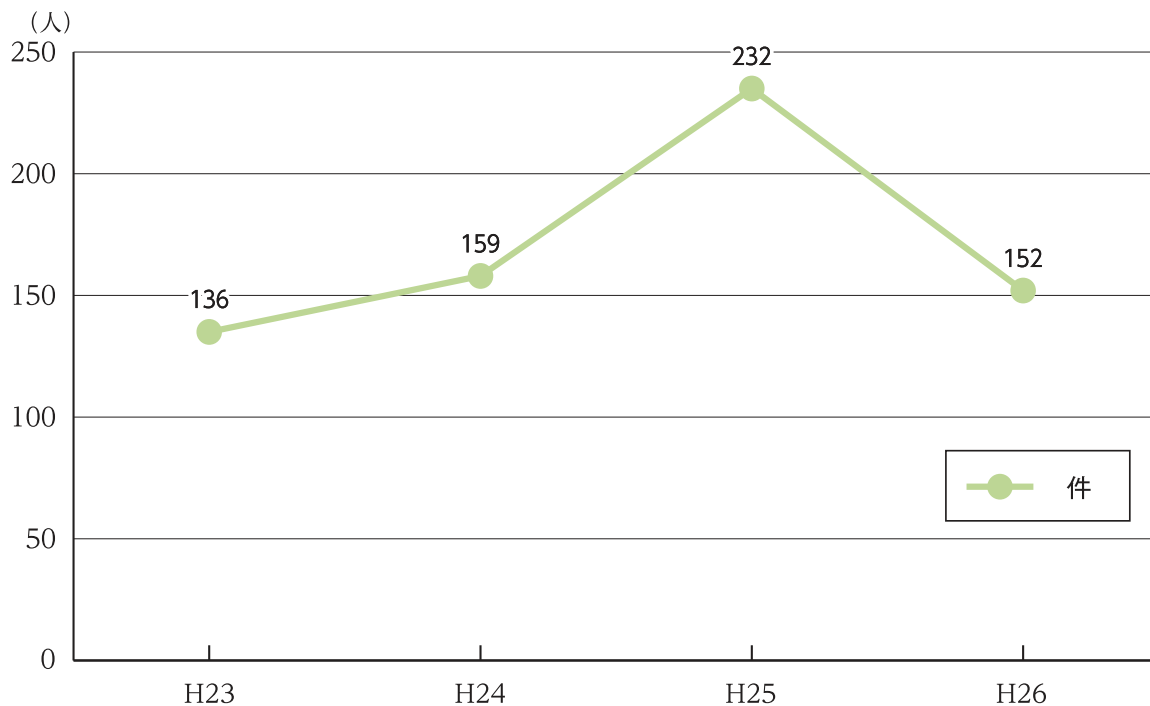
被害者の保護にあたっては、庁内関係課が連携して、情報管理を適切に行う必要があります。また、市だけでの対応では不十分な場合もあることから、日頃からの関係機関との情報収集や連携が不可欠となります。

DV対策が総合的かつ効果的に実施できるよう、庁内関係課や関係機関等との協力・連携体制の構築に努めます。

具体的施策

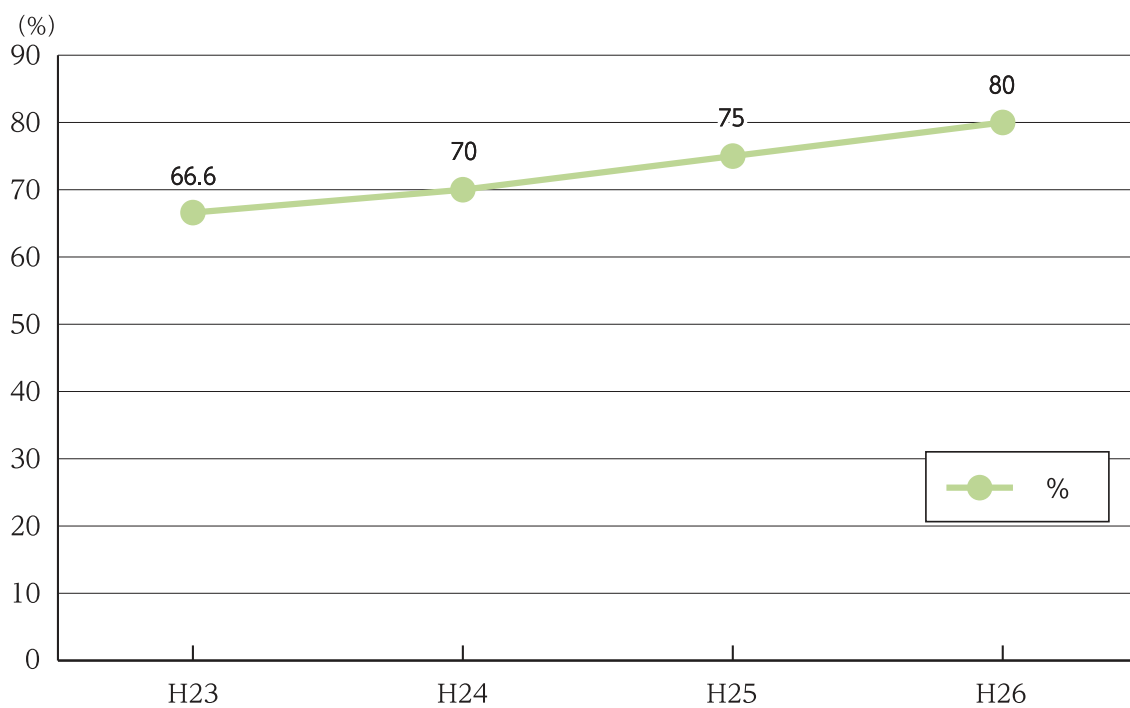
| 具体的施策 | 主管課 |
|--|----------------------------|
| 1 庁内関係課との連携強化 ・庁内窓口と相談窓口の連携 | 子育て支援課 |
| 2 県、警察等との連携強化 ・県南広域振興局一関保健福祉環境センターとの連携 ・一関警察署、千厩警察署との連携 ・婦人保護施設、母子生活支援施設との連携 | 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 |
| 3 DV防止対策推進体制の整備 ・職員への研修実施【再掲】 ・支援のための庁内連携体制の構築【再掲】 | 職員課 関係各課 |

一関市におけるDV相談ケースの推移



(一関市保健福祉部子育て支援課調べ 平成27年度)

一関市におけるDV防止法の名称または内容を知っている人の割合



(一関市保健福祉部子育て支援課調べ 平成27年度)

第3章 優先的・重点的な取り組み

第3章 優先的・重点的な取り組み

男女共同参画に関する本市の現状、これまでの取り組みなどを踏まえ、第2章で掲げた6つの基本目標のもと、さらなる施策の推進を図るため、次の4つの項目を優先的・重点的に取り組みます。

また、それぞれの項目に指標を設定し、目標等を掲げます。

1 政策・方針決定過程への女性の参画を進めます

社会のさまざまな制度や仕組みに男性・女性それぞれの意見を反映させるためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が参画することが必要です。

しかしながら、事業所、PTA、自治会、市民活動団体などの組織・団体における方針決定の場への女性の参画は、いまだ低い状況にあります。

当市の審議会等における女性委員の割合についても低い状況にあることから、市が率先して女性委員の割合の向上、女性委員が就任していない審議会等の解消に取り組みます。

【重点取り組み】

(1) 男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の、全審議会等に占める割合の向上

・主な取り組み

- ① 審議会等委員の男女の比率を定める制度の検討
- ② 審議会委員の選任規定の見直し
- ③ 女性委員の選任に配慮した仕組みづくり
- ④ 公募委員制の積極的な活用及び公募委員選任時における男女比率の配慮
- ⑤ 公募時における積極的なPR

(2) 女性委員が就任していない市の審議会等の解消

・主な取り組み

- ① 男性のみの審議会としないようにするための制度の検討
- ② 審議会委員の選任規定の見直し
- ③ 公募委員制の積極的な活用

【それぞれの役割】

| | |
|--------------------|--|
| 市民の皆さんに期待すること | ・ 審議会等委員への応募など、政策・方針決定過程への積極的な参画 ・ 固定的な性別役割分担の解消など理解の促進 |
| 事業所・団体の取り組みに期待すること | ・ 事業所・団体における女性職員の人材育成と幹部職員への積極的な登用 |
| 市が行うこと | ・ 市の審議会等委員への積極的な女性登用 ・ 公募時における積極的なPR |

<指標・モニタリング指標>

| 指標名 | 単位 | 現状 (直近値) | 目標 (H32年度) | 説明 | 主管課 |
|--|-----|-------------|---------------|------------------|----------|
| 男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合 | % | 33.3 | 60.0 | 一関市総合計画に同じ | いきがいづくり課 |
| 女性委員が就任していない市の審議会等の数 | 審議会 | 5 | 0 | 前プランで達成できなかった目標値 | いきがいづくり課 |

(現状:直近値は平成27年4月1日現在)

2 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します

すべての人々にとって住みよい地域づくりのためには、男女共同参画の視点が反映されることが重要です。

しかしながら、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、政策・方針決定に関わる役職の多くが男性に偏っている現状があります。

地域において、政策・方針決定過程への女性の参画を促し、男女がともに暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

地域での防災対策の取り組みについても、男女共同参画の視点を持ちながら進めていきます。

また、男女共同参画を推進する人材（男女共同参画サポーター等）、特に男性の人材の養成を行うとともに、地域での活動を支援します。

【重点取り組み】

(1) 地域との連携による学習機会の拡充

・主な取り組み

- ① 市民センター事業等をはじめとする地域活動を通じての啓発
- ② 事業所、学校、NPOその他の団体に対する男女共同参画の意義の普及啓発

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた事業等の展開

・主な取り組み

- ① 市の施策全般に男女共同参画の視点を取り込むとともに、部局を横断した施策の取り組みの実施
- ② 市民団体（自治会、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体など）や市民との協働事業の企画・実施
- ③ 男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供

(3) 男女共同参画を推進する人材の養成

・主な取り組み

- ① 岩手県男女共同参画サポーター養成講座への派遣
- ② 男性の男女共同参画サポーター認定者の増員
- ③ 男女共同参画サポーターへの活動支援

【それぞれの役割】

| | |
|---------------|---|
| 市民の皆さんに期待すること | ・地域活動への積極的な参画 ・地域の各種団体における理解の促進 |
| 市が行うこと | ・各種まちづくり事業における男女共同参画の視点に立った企画運営 ・地域の各種団体に対する意識啓発 |

<指標・モニタリング指標>

| 指標名 | 単位 | 現状 (直近値) | 目標 (H32年度) | 説明 | 主管課 |
|--|-------|-------------|---------------|--|----------|
| 市民センター事業等による男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修等の開催回数 | 回 / 年 | 4 | 30 | 前プランで達成できなかった目標値 | いきがいづくり課 |
| 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合 | % | 7.8 | 10.0以上 | 意識啓発を進め、10.0%以上を目指す | いきがいづくり課 |
| 自治会等の代表者に占める女性の割合 | % | 1.1 | | モニタリング指標 | まちづくり推進課 |
| 自主防災組織代表者に占める女性の割合 | % | 0.6 | | モニタリング指標 | 消防本部 |
| 男女共同参画サポーター認定者数 | 人 | 67 | 91 | 毎年4人増を目指す | いきがいづくり課 |
| 男女共同参画サポーター認定者に占める男性の割合 | % | 9 | 15 | 前プランで達成できなかった目標値 (サポーター認定者の15%を目指す) | いきがいづくり課 |
| 家族経営協定締結農家数 | 戸 | 177 | 199 | 前プランで達成できなかった目標値 | 農政課 |

(現状：直近値は平成27年3月31日現在)

※モニタリング指標は、取り組みの指標として数値目標を設定することが妥当ではないが、状況を現すものとして把握し、公表するもの。

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みを広げます

長時間労働によるストレスや、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

男女がともに、仕事や家庭、地域での生活など、さまざまな活動に自ら希望するバランスで参加できる社会づくりが不可欠です。

働く世代の男女が互いに尊重し合いながら、家事や子育て・介護、地域での活動など生活と調和を図ることが求められています。

誰もが直面する家事や子育て・介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や育児・介護休業法の周知・徹底を図っていくため、仕事と生活の調和への理解と普及に向けた取り組みを進めます。

【重点取り組み】

- (1) 男性の家事や子育てなどへの参加促進
 - ・主な取り組み
 - ① 男性の家事・育児・介護等への参加促進に向けた啓発
 - ② 仕事と生活の調和の啓発に向けた各種講座の実施

- (2) 関係課と連携した市民や事業所への啓発
 - ・主な取り組み
 - ① 一般事業主行動計画の取り組み状況の把握と紹介
 - ② 子育てガイドブックの発行

- (3) 保育サービスの拡充と多様な子育て・介護支援の展開
 - ・主な取り組み
 - ① 地域子ども・子育て支援事業の充実
 - ② 介護保険事業の推進
 - ③ 要介護者等への在宅及び施設サービスの充実
 - ④ 家族介護支援の充実

【それぞれの役割】

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 市民の皆さんに期待すること | ・働き方の見直しに関する理解の促進 |
| 事業所の取り組みに期待すること | ・仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進するための就労環境整備 |
| 市が行うこと | ・保育サービスの運営の充実 ・多様な介護支援の充実 |

<指標・モニタリング指標>

| 指標名 | 単位 | 現状 (直近値) | 目標 H32年度) | 説明 | 主管課 |
|------------------------|----|-------------|--------------|--------------------|-----------|
| 家事・育児等の役割を夫婦で分担する割合 | % | 23.5 | 40 | 意識調査における役割分担の割合とする | いきがいきづくり課 |
| 市役所における育児休業取得者のうち男性の割合 | % | 0 | 5 | 対象職員の5%を目指す | 職員課 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | | | | 一関市子ども・子育て支援事業計画より | 子育て支援課 |
| ① 延長保育事業 | 人 | ① 620 | ① 600 | | |
| ② 一時預かり事業（保育所型） | 人回 | ② 1,190 | ② 1,190 | | |
| ③ 病児・病後児保育事業 | | ③ | ③ | | |
| ・病後児対応型 | 人 | 60 | 60 | | |
| ・体調不良児型 | 人 | 520 | 520 | | |
| ④ 放課後児童クラブ登録児童数 | 人 | ④ 978 | ④ 993 | | |

(現状：直近値は平成27年3月31日)

4 DVの防止と相談機能の充実を図ります

DVの未然防止及び被害者保護のためには、市民と関係機関がDVについての知識を持ち行動することが不可欠です。

しかし、DV被害は、インターネットや携帯電話の普及により多様化し、被害の発生も多くなってきているにもかかわらず、DVに対する認識は必ずしも高まっていないのが現状です。

DVに対する認識を喚起するとともに、防止に向けた啓発を図ります。

また、被害者が潜在化しやすい傾向にあることから、市及び関係機関が連携した相談体制の確立と相談窓口の周知を図ります。

【重点取り組み】

(1) DVの防止のための啓発の充実

・主な取り組み

① 身近な異性に対する暴力の防止に向けた研修会等の拡大

(2) 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実

・主な取り組み

① 相談窓口の一層の周知

② 婦人相談員によるカウンセリングを通じた被害女性の自立支援

【それぞれの役割】

| | |
|-----------------|--|
| 市民の皆さんに期待すること | <ul style="list-style-type: none"> ・暴力根絶に向けた理解の促進 ・暴力の防止に向けた家庭教育 ・暴力の未然防止に向けた地域活動 |
| 事業所の取り組みに期待すること | <ul style="list-style-type: none"> ・セクシャル・ハラスメント防止対策 |
| 市が行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・暴力防止に向けた意識啓発 ・配偶者からの暴力被害者への相談対応 |

<指標・モニタリング指標>

| 指標名 | 単位 | 現状 (直近値) | 目標 (H32年度) | 説明 | 主管課 |
|-------------------------|----|-------------|---------------|----------|--------|
| DV防止法の名称または内容を知っている人の割合 | % | 80 | 90 | 県の目標値に同じ | 子育て支援課 |
| 配偶者等からの暴力に関する市への相談件数 | 件 | 152 | | モニタリング指標 | 子育て支援課 |

(現状：直近値は平成27年3月31日現在)

※モニタリング指標は、取り組みの指標として数値目標を設定することが妥当ではないが、状況を現すものとして把握し、公表するもの。

第4章 プランの推進

第4章 プランの推進

1 推進体制

(1) 一関市男女共同参画プラン推進懇話会

市民や有識者で構成する一関市男女共同参画プラン推進懇話会を設置し、プランの進捗状況に関する評価や男女共同参画の推進に関し、必要な事項についての意見、提言などを行います。

(2) 一関市男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたり、全庁的に対応する必要があるため、市役所内の推進組織として推進本部を設置し、職員の共通認識のもと総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

また、プランの進捗状況等の調査を行い、プランが総合的かつ効果的に推進されているかを検証し、施策の展開に生かします。

(3) 市民との協働

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが問題意識を持ち、自らの課題としてとらえ、身近なところから実践していくことが基本となります。

家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民との協働による男女共同参画を推進します。

また、男女共同参画の推進に取り組む各種グループや個人との連携を強化し、協力しながら活動の輪を広げます。

(4) 行政機関との連携

国、岩手県及び岩手県男女共同参画センターや他市町村との情報交換や相互協力のもと、プランを推進していきます。

2 プランの進行管理

プランの進捗状況は、年度ごとに把握し、一関市男女共同参画プラン推進懇話会及び一関市男女共同参画推進本部において総合的に評価を行い、その結果を公表するなど、適切な進行管理を行います。

特に、優先的・重点的な取り組みについては、数値目標を設定しその達成に向けて事業展開を図るとともに、目標値を設定しないものについても、定期的に指標を確認し、推移を分析していくことにより、計画の実効性を高めていきます。

第3次いちのせき男女共同参画プラン推進体制

男女共同参画社会の実現 基本理念

男女が互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり

